

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、次の者の住民票を職権で処理しましたが、事件本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により公告します。

令和8年9月3日

京都市中京区長 臼山 広宣

住民票上の氏名	住民票上の住所	職権処理の内容	処理年月日
谷村 聖弥	京都市中京区聚楽廻松下町4 番地3 マンション聚楽 2 02	実態調査に基づく職権消除	令和8年8月27日
上崎 かづこ	京都市中京区西ノ京西月光町 49番地 マンション栄光 2D	実態調査に基づく職権消除	令和8年8月27日
HUANG S IQI 黄 思 琦	京都市中京区聚楽廻西町66 番地 CREST TAPP 京都二条 502	実態調査に基づく職権消除	令和8年8月27日

(中京区役所市民総合窓口室)